

議第49号

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2 滋賀県立彦根西高等学校の項を削り、同表滋賀県立彦根工業高等学校の項の次に次のように加える。

滋 賀 県 立 彦 根 翔 西 館 高 等 学 校	彦根市芹川町
滋 賀 県 立 長 浜 北 高 等 学 校	長浜市山階町

別表第2 滋賀県立彦根翔陽高等学校の項から滋賀県立長浜北高等学校の項までを削る。

別表第3 滋賀県立長浜高等養護学校の項を次のように改める。

滋 賀 県 立 長 浜 北 星 高 等 養 護 学 校	長浜市地福寺町
-----------------------------	---------

付 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- この条例（別表第2 滋賀県立彦根西高等学校の項および滋賀県立彦根翔陽高等学校の項から滋賀県立長浜北高等学校の項までを削る改正規定に限る。以下同じ。）による改正前の滋賀県立学校の設置および管理に関する条例別表第2に規定する滋賀県立彦根西高等学校、滋賀県立彦根翔陽高等学校、滋賀県立長浜高等学校および滋賀県立長浜北高等学校は、この条例による改正後の滋賀県立学校の設置および管理に関する条例別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の際現にこれらの高等学校に在学している者がそれぞれ当該高等学校に在学しなくなる日までの間、なお存続するものとする。
- 前項の規定によりなお存続するものとされる高等学校の位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
滋 賀 県 立 彦 根 西 高 等 学 校	彦根市芹川町

滋賀県立彦根翔陽高等学校	彦根市芹川町
滋賀県立長浜高等学校	長浜市山階町
滋賀県立長浜北高等学校	長浜市山階町